

諫早市まちづくり総合戦略推進会議要綱

(設置)

第1条 本市の成長力をより一層強化するとともに、時代に対応したまちづくりを推進することを目的とする諫早市まちづくり総合戦略（以下「総合戦略」という。）を審議し、及び総合戦略に定められた事業の検証等を行うため、諫早市まちづくり総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合戦略の策定に必要な調査及び提言を行うこと。
- (2) 総合戦略の施策の効果検証に係る審議を行うこと。

(組織)

第3条 推進会議は、委員40人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体に属する者
- (3) 金融機関の職員
- (4) 行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 推進会議に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(臨時委員)

第6条 推進会議は、必要に応じ、臨時委員を置くことができる。

2 前項の臨時委員は、当該調査又は審議事項に関し知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該調査又は審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第7条 推進会議は、会長が招集する。

(意見の聴取等)

第8条 推進会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、政策振興部において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。